

令和6年度第1回山陽小野田市人権教育推進協議会 議事録

令和6年7月11日（木）午後2時～午後3時30分

事務局	・配布資料の確認 ・委員22名中16名の出席で、本会議が成立することを確認
社会教育課長	社会教育課長あいさつ
会長 副会長	会長、副会長あいさつ
委員	各委員自己紹介
事務局	事務局自己紹介
会長	議事に移ろうと思います。皆様のレジュメに次第がございますので、そちらをご覧ください。協議に入りまして議題が4つ、それから「その他」の項目が5つございますので、よろしくお願いします。 それでは議題の1番からいこうと思います。「山口県人権推進指針」について、事務局説明をお願いします。
事務局	それではお手元にお配りしております「山口県人権推進指針」をご覧ください。内容は変わっておりませんが、重要なことですので、確認させていただけたらと思います。冊子の方です。 1ページの「指針の趣旨」をご覧ください。下から4行目に書かれていますが、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成14年3月に策定されました。 6ページをお開きください。指針の基本理念とキーワードが記載されています。基本理念は「人間尊重」です。この「人間尊重」の基本理念に基づき、総合的に人権に関する取組を推進することができるように、3つのキーワード「じゅう」「びょうどう」「いのち」を掲げています。 7ページから9ページにかけての説明です。そこでは施策の推進について記載されています。 1 人権を尊重した行政の推進 2 人権教育及び人権啓発の推進 3 相談・支援体制の充実 4 分野別施策の推進 となっております。4番目の分野別施策の推進についてですが、11ページ「本編資料」と書かれているページをご覧ください。男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、外国人問題など16ほどあげられています。これらに関わることですが、平成28年に人権に関する新しい法律ができました。「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3法です。

事務局	「障害者差別解消法」は障害のあるなしに関わらず、共に生きる社会を実現するために「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮をしないこと」が差別になるとしています。「ヘイトスピーチ解消法」は、特定の民族に対する差別的言動を禁じるものです。「部落差別解消推進法」は、現在も部落差別は存在するという第1条からはじまり、相談体制の充実や教育・啓発の実施、実態調査などをあげています。令和2年には、部落差別解消推進法第6条を受けて、報告書が法務省から出されました。 また昨年、令和5年6月23日に「LGBT理解増進法」が施行されております。近年、性の多様性に関する問題が様々な場でも取り上げられておりますが、この法律では、国・地方公共団体の役割、事業主の努力を定め、「性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性」に関する人々の精神を養い、寛容な社会の実現を目指しています。 続いて「山口県人権推進指針」の概要版をお出してください。こちらの裏面をご覧くださいなのですが、県民・地域社会等それぞれの取組が書かれています。人権教育や啓発において、委員の皆様のような人権教育について自主的な取り組みを活性化していただく方々の役割が大変重要となってきます。これらの資料につきまして、お時間のある時にお読みいただけたらと思います。 なお、山口県では現在、この人権推進指針の改定を進めております。それに伴ってパブリックコメントも、実施しております。改定に関して県民の意見を募集しているとのことですので、8月7日（水）まで募集を行っているということなので、ご意見等ございましたら山口県のホームページをご覧ください、ご提出いただけたらと思います。よろしくお願いします。
会長	「山口県人権推進指針」についての説明をいただきました。 議題2に移ります。令和6年度「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料2「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」をご覧ください。基本方針は、「一人ひとりが基本的な人権の意義や人権尊重の理念について正しく理解し、実践的な人権感覚や豊かな感性を身に付け、全ての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の育成を図る。そのために、日本国憲法および教育基本法に則り、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進する」となっています。これに加え最後の行に、先程説明しました山口県人権推進指針を拠り所とすることが記載されています。 学校における取組、地域社会における取組について、基本目標・努力点・具体的な取り組みが記載されています。この資料も後ほど目を通していただけたら幸いです。よろしくお願いします。
会長	はい。ありがとうございました。「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について説明いただきました。委員の皆様、お聞きになられていかがでしょうか。何かご意見ご質問等ございましたらお受けいたします。

会長	ご同意ありがとうございます。山口県、山陽小野田市の基本方針が告示していただけましたので、今度は具体について進めてまいりたいと思います。 それでは次の議題３に移ります。今年度の「人権教育推進計画について」事務局からの説明をお願いします。
事務局	要項「資料３」をご覧ください。ここからが具体的な内容となりますので、よろしくお願いいたします。 本年度の人権教育推進計画をあげております。まず、人権教育推進協議会の開催についてです。第１回は本日７月１１日、第２回を１０月から１１月頃、第３回を２月に予定しています。次回の２回目の会議では人権に関する作品から優秀作品を選考していただき、本協議会主催行事でもあります「ヒューマンフェスタさんようおのだ」についての説明等を行います。第３回は１年間の反省と次年度の方針等について協議していただきます。 「人権教育研修会」についてです。人権教育研修会は、本協議会の委員の皆さんを対象にした研修会です。今年度は１０月１７日（木）に、山口南総合センターで開催される予定です。今年度は「防災と人権」をテーマに研修会が開催される予定と伺っております。現地までの移動手段として、市のマイクロバスを利用予定ですが、例年行事がこの時期に集中するため、市のマイクロバス利用が難しい場合もございます。近くなりましたら、ご案内をお届けいたします。以上、よろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。ここまでで何かご意見、ご質問等ございましたらお受けいたします。よろしいですか。 事務局、すみません。この１０月１７日の研修会ですが、午前か午後か分かりますか。
事務局	はい。本研修会ですが、昨年度は午後から開催されています。本年度も同等ということでした。おそらく８月前後にご案内を出せると思います。今年度も昨年度とほぼ同日程ということでしたので、午後とさせていただいて間違いないと思っております。よろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。今、説明があった通り、この時期は学校も地域も非常に多くの行事が重なりますので、皆様どうぞお繰り合わせいただいてご参加いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。 それではご意見がないようでしたら、また説明に移らせていただこうと思うのですが、よろしいでしょうか。 それでは続けてまいります。「人権の花」運動、「山陽小野田市人権講座」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」について、市民活動推進課より説明をお願いします。
市民活動推進課	それでは市民活動推進課の人権啓発事業についてご説明いたします。主な事業といたしましては「人権の花運動」、「人権講座」、「ヒューマンフェスタ」の３事業となります。いずれも法務省の委託事業でございまして、山口県からの再委託という形で、当課が委託を受けて実施しております。市民活動推進課、社会教育課、そして人権教育推進協議会による共催のもと宇部人権啓発活動地

市民活動推進課	域ネットワーク協議会のご後援をいただいております。 まず人権の花運動についてご説明いたします。配布資料のうち、令和6年度人権の花運動と書かれた1枚物の資料をご覧ください。人権の花運動は、人権の花であるひまわりの育成を通じて豊かな心を育むことを目的に、毎年、市内の2小学校を対象として取り組んでおります。昨年度は出合小学校と有帆小学校にご協力をいただきましたが、今年度は厚狭小学校と赤崎小学校が対象校となっております。厚狭小学校は5月2日、赤崎小学校は5月9日に、本市の人権擁護委員さんより、ひまわりの種と人権まもる君とあゆみちゃんの置き人形を贈呈していただきました。厚狭小学校、赤崎小学校いずれも、学校のペースに合わせて、ひまわりの育成に取り組んでいただいております。 次に人権講座ですが、A4版1枚ものの資料をご覧ください。様々な人権課題をテーマとして、例年夏頃に4回ものの講座を開催しております。昨年度は、会場への参加を定員40名で実施させていただきました。今年度の人権講座につきましては、配布資料の人権講座案内チラシをご覧ください。講座の日程や内容は資料のとおりとなります。本日ご出席の各団体へも案内を送付させていただきますので、参加のご検討をお願いいたします。 最後に「ヒューマンフェスタさんようおのだ」ですが、今年度は12月21日に県と合同で「人権ふれあいフェスティバル」を不二輸送機ホールで開催する予定です。人権に関する講演会のほか、子どもたちによる人権啓発作品の展示・表彰式等を行う予定です。主催は、県、県教育委員会、市、市教育委員会、山口地方法務局、県人権擁護委員連合会、宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会、本協議会で市民活動推進課が窓口となります。詳しいことにつきましては、第2回の本協議会の際に、説明させていただく予定となっております。皆様と一緒に人権啓発に取り組んでまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
会長	ご説明ありがとうございます。人権の花運動、人権講座、これは例年通りと考えてもよろしいかと思いますが、ヒューマンフェスタについては昨年度末のこの会議でも話があったように、県との合同で行うことと、時期が12月ということ、これが大きく違うかと思いますが、そのことについて委員の皆様、ご質問等がございましたらお願いいたします。 それでは担当課の方で進めていただくということで、よろしくお願い申し上げます。 「各地区、地域交流センター、学校、企業等の取組」と「その他の活動」について説明をお願いします。
事務局	「各地区、地域交流センター、学校、企業等の取組」ですが、各地区、地域交流センター、学校、企業それぞれで、計画・実施していただいております。これにつきましては、昨年度の取組をまとめた冊子にしてお配りしております。この中に、今申し上げましたとおり、各地区や地域交流センター、学校、企業の取組を載せております。参考にいただきながら今年度も各団体で取組を進めていただけたらと思っております。

事務局

続きまして、その他の活動の説明にまいります。資料3の「その他の活動」になります。まず、人権に関する作品の募集です。今年度も、市内の小・中・高等学校の児童生徒に人権に関する作品、「標語」と「ポスター」の募集を学校を通じて行います。一般の方には「標語」を募集します。応募された作品は第2回の本協議会にて審査をしていただく予定です。優秀賞に関しては、ヒューマンフェスタさんようおのだで表彰します。また、12月から1月に地域交流センターと中央図書館で人権啓発コーナーを設置し、優秀作品を掲示いたします。

人権作品の募集に関して、昨年度の会議におきまして、高等学校からの応募がなかったことについてのご指摘を受けました。反省を生かし、本年度の案内を発送したのですが、その際、各高校の人権教育担当の先生と直接話をいたしました。ポスターや標語の応募を依頼したところでございます。

また、人権作品一般の部の募集に関して同じく本会議におきまして、応募総数が少ないため募集方法を検討すべき、とのご指摘をいただいております。今年度は周知方法と応募方法2点の変更をしたいと考えております。まず周知方法についてですが、今年度は要項を設置するにあたり、市民の皆様の興味を引くことができるように、チラシを作成いたしました。市役所、地域交流センターに設置しようと思っております。またQRコードを読み取ることで、直接応募することができるように変更しようと考えております。また、毎年掲載しております広報「さんようおのだ」に加え、市の公式ホームページ、LINE、Facebook、Xからも情報発信を行いたいと考えております。

周知範囲の幅も広げ、市役所内でも電子掲示板で周知を図り、市役所職員へ呼びかけを行います。また、山陽小野田市では16の企業が企業人権教育連絡協議会に加盟していますが、加盟各社にも周知を行ってまいりたいと思います。また、これはお願いになるのですが、本人権教育推進協議会の皆様にも、数部ほどチラシ、要項、応募用紙をお渡しいたしますので、各団体で有効に活用していただけたらと思います。

応募方法ですが、これまでは教育委員会と地域交流センターに備え付けの応募用紙に記入して提出という方法しかございませんでした。今年度は窓口への応募用紙の提出のほか、応募フォームの作成も行いましたので、来庁せず各家庭や勤務先等から応募できるようになっております。チラシとホームページに応募フォームのQRコードとURLを掲載しようと考えております。市民の皆様には人権に興味を持っていただき、積極的な参加を促せるよう変更いたしましたので、お知らせいたします。

また、例年通り、人権啓発作品募集や「ヒューマンフェスタさんようおのだ」への参加賞として、人権啓発物品を作成・配布する予定にもなっています。

「平和のつどい」についてですが、平成9年より市内の中学校で広島県原爆被害者団体協議会の方に講演をしていただいているものです。講師の方の実体験をもとにした講和を通じて、人間の尊厳や命を踏みにじる戦争の恐ろしさ、平和の大切さや「今を大切にしてほしい」というメッセージが生徒たちにも伝

	わっていると思います。今年度は9月17日に埴生小中学校、10月31日に竜王中学校で開催する予定です。
会長	事務局からのご説明でした。昨年度の反省を生かしながら、高校への呼びかけを充実しているとのこと。まとめられた報告によると、非常に多岐にわたって充実した推進事業が山陽小野田市では行われていると実感したところでございます。皆様何かご質問等はございませんか。
委員	よろしいでしょうか。
会長	お願いします。
委員	人権に関する標語の作品募集に関して、去年、私の方から提案させていただいたことを、充分組み込んでいただいたと理解しております。やはり人権の問題というのはお子さんだけでなく、大人も参加するというのが非常に大事です。我々、自治協の方でも自治会長を集めて勉強会をしていますけれども、もっと幅を広めて、チラシが来たら回覧して、きちんと理解できるような形をとっていきたい、協力させていただきたいと思っております。 ですから、さっきおっしゃった様式が具体的にできましたら、素早く動いていただきたいと思います。これは企業も同じだと思います。 後は話が少しずれるかもしれませんが、もう一つ、昨年提案しました。講師をお呼びして市民の皆さんを集めた講演会がありました。あの時の時間配分について、せっかくなのでいい講演をしていただいていたのに、最後は走ってしまって一番大事なところが聞けなかったという意見を参加した人からも聞きました。今年は時間配分をきちんとして、大事なところはどこなのかよく精査していただき、講演会をやっていただきたいたいと強く思っております。
会長	ご意見ありがとうございました。昨年のお話し合いは生かされた、という評価と時間配分についてでした。事務局、よろしいですか。
事務局	ご指摘ありがとうございます。先ほどお伝えしましたとおり、人権作品の募集に関して少しお力添えをいただくようになると思います。でき次第早々に皆様の方にお届けしたいと思っております。よろしく願いいたします。 それから講演会のことですが、昨年度反省としていただいております。今、市民活動推進課を中心に打ち合わせ等を行っております。今年度しっかり反省を生かして進めていけたらと考えております。お気づきが今年も出ると思いますので、よろしく願いします。
会長	ありがとうございました。その他ございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。 はい、どうぞ。
委員	失礼します。この委員のメンバー構成を見て、色々な職で働いている方々、色々な方面で関わっている方々が同じ人権というトピックで話をされています。市内全体で人権を守っていこうという、この会は本当に有意義で、大切にしていかなければいけないと感じております。

委員	この推進協議会の委員のメンバー構成をより広げていくことも考えていくと山陽小野田市が素敵なスマイルシティになるのではないかと、思いました。
会長	ご意見ありがとうございました。構成メンバーについて拡大の可能性については、事務局いかがですか。
事務局	今年度は2年目の任期となっております。来年度また委嘱・任命のお願いになってくると思います。その時に、今の意見を参考にさせていただき、また事務局の方でしっかり練っていこうと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。このご意見は、また引き継がれるということで、どうぞよろしくお願いいたします。 その他、何かございませんか。では続きまして、議題5に移ります。「人権教育事業計画書・報告書」についての説明を事務局からお願いします。
事務局	要項「資料4」をご覧ください。「人権教育事業計画書・報告書」です。毎年各小・中・高等学校、企業、地域交流センター、地区担当者の方々に提出をお願いしているものです。先ほど申しましたが、こちらの資料は、昨年度の各学校・地域交流センター・企業・地区等の取組実績をまとめたものになります。 なお、地区代表の皆様につきましては、補助金の関係もごございますので本協議会終了後、詳しい説明をさせていただきます。今年度の補助金のお渡しの方法、また、「実績報告書」の提出についても、併せてお知らせいたします。
会長	これは一旦、会を終了してからのご説明ということでよろしいですか。
事務局	そうなります。
会長	それでは委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。 議題は以上となります。全体を振り返ってみて、ご意見やご質問、お願い等、何でもよろしいですのでお話しいただけると幸いに存じます。よろしいでしょうか。 それでは以上になります。事務局に進行を戻します。
事務局	会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。 委員の皆様、本日は天候が悪い中ご出席いただき本当にありがとうございました。今後とも本市人権教育・人権啓発推進へのご協力のほど、よろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、令和6年度第1回人権教育推進協議会を終了いたします。お帰りの際は交通や天候に十分気を付けられてお帰りください。 なお、先程申し上げましたとおり、地区の皆様におかれましては、事務連絡がごございますので、今しばらくお席でお待ちください。本日はありがとうございました。